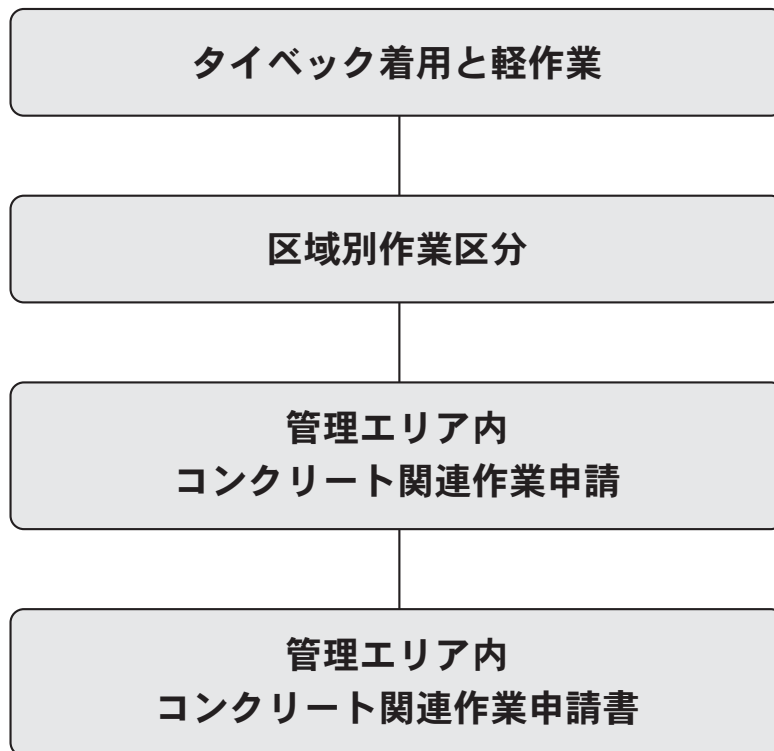


第5章 管理エリア入域関連計画書



1-1 タイベック着用と軽作業

項目	1-F 構内	管理エリア内	
	高・低線量地域共	高線量地域	低線量地域
空間線量当量率		2.5 μ Sv/h以上	2.5 μ Sv/h未満
軽作業の可否	不可	理事会承認後 可能	理事会承認後組合の 線量管理の上、可能
タイベック 着用条件	東京電力の指示による	元請企業の指示による	元請企業の指示による

- ①トラックアジテータの運転手は、1-F 構内においては一切降車できません。これに伴い、コンクリートの排出作業はできません。
- ②1-F 構内における伝票の受け渡しは、第4章業務計画書6-1⑤ (P48) の通り、トラックアジテータに搭載している専用ボックスからの授受となります。
管理エリア内の伝票の受け渡しは、原則車窓からの手渡しとします。
- ③管理エリア内の性状確認試験並びに供試体採取にともなう軽作業は原則行いません。軽作業の実施には、管理エリア内コンクリート関連作業申請書/コンクリート運搬依頼書 (P66) の提出と、当協同組合理事会の審査、承認が必要です。
- ④管理エリア内低線量地域の作業所での打合せ時の服装は、一般作業服または平服になります。なお、打合せ場所は屋内に限ります。

2-1 区域別作業区分

令和3年10月1日現在

項目	1-F構内	管理エリア内	
	高・低線量地域共	高線量地域	低線量地域
空間線量当量率		2.5 μ Sv/h以上	2.5 μ Sv/h未満
運転手の降車	降車できません	理事会承認後可能	理事会承認後可能
排出レバーの操作	作業できません	理事会承認後可能	理事会承認後可能
車止め・車幅算木の設置	作業できません	理事会承認後可能	理事会承認後可能
シュート・ホッパー洗淨作業	作業できません	理事会承認後可能	理事会承認後可能
納品伝票の受け渡し	専用ボックス渡し	乗車原則 車窓より手渡し	乗車原則 車窓より手渡し
立会検収員の配置	配置できません	積算被曝量が過大となるため、配置できません	積算被曝量が過大となるため、配置できません
現地作業所へ往訪と打合せ	往訪できません	理事会承認後可能	理事会承認後可能
荷降し地点性状確認試験	作業できません	理事会承認後可能	理事会承認後可能
荷降し地点供試体採取	作業できません	理事会承認後可能	理事会承認後可能
箇先地点供試体採取	作業できません	理事会承認後可能	理事会承認後可能
その他試験往訪採取	作業できません	理事会承認後可能	理事会承認後可能
残コン・戻りコンの受入れ	受入れ不可	確認要 第3章3-2-8に準ずる	確認要 第3章3-2-8に準ずる
現地で採取した試料の持ち出し	持ち出しできません	確認要 第3章3-2-8に準ずる	確認要 第3章3-2-8に準ずる

放射線被曝にかかわる関係法令並びに当協同組合の管理基準の変更が生じた場合は、その都度見直します。

(注) 理事会承認後可能…管理エリア内コンクリート関連作業申請書/コンクリート運搬依頼書 (P66) の提出が必要となります。

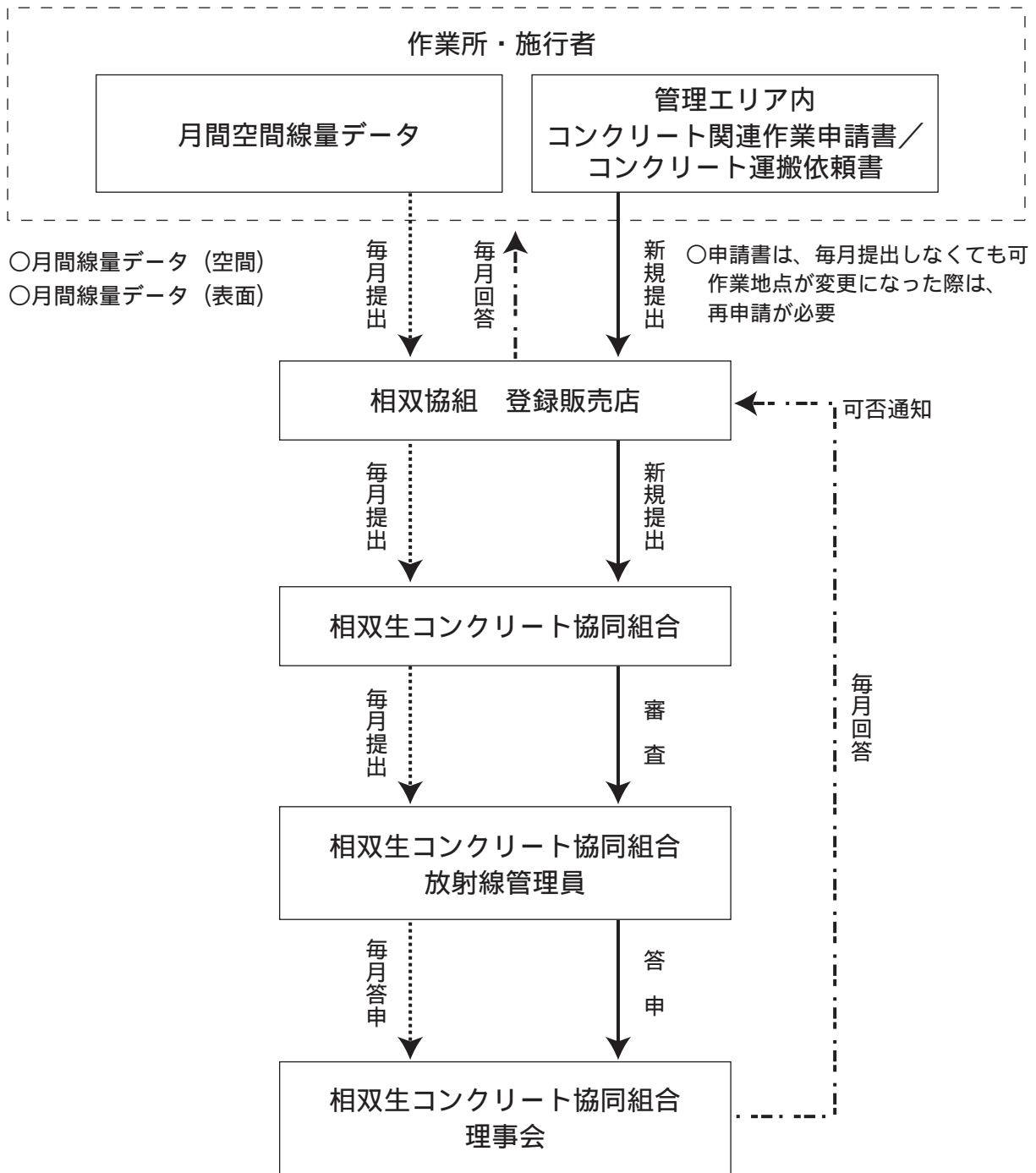
当協同組合の線量管理担当者及び理事会で審査・承認します。承認の無いものは作業は行えません。

月間の公的な線量データは1ヶ月毎(1日~月末)を基準とします。

(注) 確認要…管理エリア内より物品を持ち出す場合は、表面汚染の検査が必要です。第3章放射線管理計画3-2-8 (P36) の取扱いに準じます。

3-1 管理エリア内コンクリート関連作業申請について

フロー



(注) (1)作業申請は新規時のみで構いません。

(2)入域審査には、概ね1週間程度が必要です。当協同組合の理事会において許可を得ていないものは、軽作業を行えませんのでご注意ください。

(3)線量データは毎月提出して下さい。万一提出が無い場合は次月度の軽作業は致しかねますのでご注意ください。